

令和 6 年 度

佐賀県事務マネジメント評価報告書
審査意見書

佐賀県監査委員

監 査 第 352 号
令和 7 年 9 月 1 日

佐賀県知事 山 口 祥 義 様

佐賀県監査委員	原 惣 一 郎
同	荒 木 敏 也
同	角 貞 樹
同	指 山 清 範

令和 6 年度佐賀県事務マネジメント評価報告書審査意見について

地方自治法第 150 条第 5 項の規定により審査に付されたこのことについて審査した
結果、次のとおり意見を提出します。

令和6年度佐賀県事務マネジメント評価報告書審査意見書

1 審査の対象

令和6年度佐賀県事務マネジメント評価報告書（以下「報告書」という。）

2 審査の着眼点

報告書に記載された「評価手続」及び「評価結果」は適切か。

3 審査の実施内容

報告書について、知事から提出を受け、「佐賀県監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月総務省公表）」の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

報告書について、上記により審査した結果、「評価手続」及び「評価結果」に係る記載は相当である。

（所感）

事務マネジメント制度の開始から5年が経過した。令和6年度には、各所属が事務の特性に応じて自ら選定したリスクへの対応策の実施・評価を行う運用方法に見直されており、制度の実効性向上に資する取組であると認められる。

一方で、依然として「重大な不備」が複数報告されるとともに、定期監査においても「重要な指摘事項」に該当する不適切な事務処理が確認されており、「佐賀県事務マネジメントに関する方針」に記される「基本的姿勢」、「事務マネジメントの目的等」などについて、改めて職員一人ひとりに十分に浸透させていく必要があると考える。

今後とも、不断に取組の検証と見直しを行うとともに職員の意識の更なる醸成を進めることで、事務の適正な執行につなげられたい。